採用活動におけるハラスメント防止にかかる取組方針

七十七グループは、「採用活動におけるハラスメント防止にかかる取組方針」を定め、求職者の皆さまが安心して就職活動を行っていただけるよう、すべての役職員がセクシュアルハラスメントをはじめとする一切のハラスメント発生防止の徹底を図ります。

１．役職員への周知徹底

採用活動に携わる役職員を対象に、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等、いかなるハラスメントも発生させることのないよう、研修等を通じて周知徹底いたします。

２．求職者との面談・連絡に関するルール

求職者との対面での面談は、業務として適切な場所および体制のもとで実施し、業務外では行いません。また、求職者に対する連絡は、業務用の携帯電話またはＥメールアドレスにより行いますが、早朝・夜間・休日には行いません。

３．ハラスメントの防止

七十七グループは、採用活動において、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等、いかなるハラスメントも行いません。従業員によるハラスメントが判明した場合は、被害にあわれた求職者の心情に十分配慮しつつ、事実関係を確認のうえ、厳正に対処いたします。

４．相談窓口の設置

七十七グループの採用活動におけるハラスメントに関する相談窓口を次のとおり設置し受け付けます。

ご相談いただくことで、求職者の皆さまの不利益になることは一切なく、プライバシーを保護いたします。

（採用活動におけるハラスメント相談窓口）

・相談窓口：コンプライアンス統轄部お客様サポート課

・電　　話：022-267-1111

・受付時間：平日9:00～17:00

以　上